

市立小・中学校にコミュニティ・スクールを導入します

市教育委員会は、市立小・中学校の一部に6月からコミュニティ・スクールを導入します。コミュニティ・スクールは、学校、保護者、地域の皆さんが共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、子どもたちの豊かな成長を協働により支えていく仕組みです。これにより、学校をよりよいものにしていくという当事者意識が高まり、継続的・持続的に「地域とともにある学校づくり」を進めることができます。

コミュニティ・スクールには保護者や地域住民などで構成する学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるといった取り組みが行われます。

●導入校 九小、大山小、上砂川小、新生小、五中、八中（新生小と八中は2校で1つの学校運営協議会を設けます）

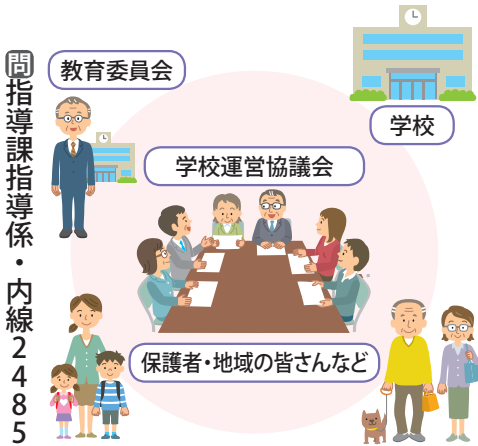
今後、他校への導入も検討していきます。

市は、平成26年4月に「立川市小児初期救急平日準夜間診療室」を共済立川病院内に開設し、月曜・水曜・金曜日の夜間に診療を行ってきましたが、5月7日(月)から共済立川病院が、火曜・木曜日にも診療を行うことになりました。これにより、すべての平日(月曜～金曜日)夜間に、共済立川病院内で小児科の応急的な診療が受けられることになりました。子どもが急な発熱等で体調がすぐれないときなどに、ご利用ください。

立川市・立川病院 こども救急室 診療日が月曜～金曜日の週5日に拡大

市は、平成26年4月に「立川市小児初期救急平日準夜間診療室」を共済立川病院内に開設し、月曜・水曜・金曜日の夜間に診療を行ってきましたが、5月7日(月)から共済立川病院が、火曜・木曜日にも診療を行うことになりました。これにより、すべての平日(月曜～金曜日)夜間に、共済立川病院内で小児科の応急的な診療が受けられることになりました。子どもが急な発熱等で体調がすぐれないときなどに、ご利用ください。

- 診療科目 小児科(15歳未満)
- 診療日 月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く)
- 受付時間 午後7時30分～10時
- 場所 共済立川病院(錦町4-2-22)
- 電話 ☎(523)2677
- 問健康推進課☎(527)3632



平成31年4月に新入学の方対象「就学相談説明会」

市は、心身に障害のあるお子さん、行動や発達の様子が気になるお子さんの就学相談を電話で受け付けています。就学先決定までの流れやスケジュール等について、事前に理解を深めていただくため、次の通り就学相談説明会を開催します。なお、保育はありません。

対平成31年4月に小学校に入学予定で、お子さんの発達や障害のことで心配がある保護者の方

時①5月11日(金)午後2時～3時30分 ②5月12日(土)午前10時～11時30分 ①②は同じ内容(場子ども未来センター)定各50人(申込順)

申教育支援課☎(527)6171へ

公開する会議日程

市は、開かれた市政を推進するため、審議会などの会議を公開しています。公開する会議の日程は、市ホームページでもお知らせしています。いずれも直接会場へ(先着順)。

- 教育委員会定例会 時・場 5月14日(月)午後1時30分から Ⅱ市役所2階205会議室 5月31日(木)午後1時30分から Ⅱ市役所3階302会議室 定各20人 問教育総務課庶務係・内線2465
- 介護保険運営協議会 時 5月16日(水)午後3時から 場 市役所3階302会議室 定16人 問介護保険課介護給付係・内線1440

児童関係の各種手当等 該当する方は申請を

市や国、都は児童を養育している方を対象に各種手当の支給や医療費の助成などを次の表の通り行っています。現在これらの手当等を受けていない方が新たに手当等を受けるには申請が必要です。該当する方で、まだ申請していない方は子育て推進課(市役所1階21番窓口)で申請してください。また、これらの手当等を受けている方には更新月に現況届の案内を郵送しますので、忘れずに提出してください。

なお、乳幼児医療費助成以外は所得制限があります。

問子育て推進課・内線1346

対象者・支給要件と手当月額(平成30年4月1日現在)	
学齢前	⑧乳幼児医療費助成 市内に住む学齢前の乳幼児を養育している方で、乳幼児が健康保険に加入している方に助成。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分
小1～中3	⑨義務教育就学児医療費助成 市内に住む義務教育就学期の児童を養育している方で、対象児童が健康保険に加入している方に助成。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部
中学校修了前	児童手当 中学校修了前の児童を養育する方に支給。 【手当月額】▶3歳未満＝15,000円 ▶3歳以上小学校修了前 第1子・第2子＝10,000円 第3子以降＝15,000円 ▶中学生＝10,000円 ▶所得制限以上の世帯の児童＝5,000円 ※生計中心者が公務員の場合は、職場での申請となります。

障害のある児童のいる家庭	特別児童扶養手当 20歳未満で、身体障害者手帳1級～3級程度、愛の手帳1度・2度程度(3度の場合は診断書により判定)の児童、長期間安定を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童を監護している方に支給(施設に入っている児童や障害を理由とする年金を受給している児童を除く)。 【手当月額】▶1級＝51,700円 ▶2級＝34,430円
	児童育成手当(障害手当) 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している保護者に支給▶身体障害者手帳1級・2級▶愛の手帳1度～3度▶脳性まひ▶進行性筋萎縮症 【手当月額】15,500円
	児童扶養手当 次のいずれかに該当する児童を養育する父または母、養育者に、その児童が18歳になる年度末まで(中度以上の障害がある児童は20歳になるまで)支給▶父母が離婚した▶父または母が死亡または生死不明▶父または母が重度の障害(障害基礎年金1級程度)を有する▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が法令により1年以上拘禁されている▶婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない▶父または母が保護命令を受けた 【手当月額】▶全額支給＝42,500円 ▶一部支給＝10,030円～42,490円(加算分) 2人目5,020円～10,040円・3人目以降3,010円～6,020円 ※公的年金受給の場合は、年金の月額分が差し引かれます。
	ひとり親家庭等 児童育成手当 次のいずれかに該当する児童を扶養している保護者に、その児童が18歳になる年度末まで支給▶父母が離婚した▶父または母が死亡または生死不明▶父または母が重度の障害(身体障害者手帳1級・2級程度)を有する▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が法令により1年以上拘禁されている▶婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない▶父または母が保護命令を受けた 【手当月額】13,500円
ひとり親家庭	ひとり親家庭等医療費助成 対象要件は上欄の児童扶養手当と同じ。中度以上の障害のある児童には20歳未満まで助成。対象者は健康保険に加入していることが必要。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部または全部